

## ～ 専門実践教育訓練等(※1)の受講を希望する方へ ～ 訓練前キャリアコンサルティングのご案内

専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の受給を希望される方は、原則として、訓練開始日の1か月前までに、訓練前キャリアコンサルティング(※2)を受けていただき、「ジョブ・カード」の作成支援を受け、受給資格の決定を受ける必要があります。

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、事前の予約が必要となっていますので、下記にお問い合わせください。

(※1)専門実践教育訓練及び特定一般教育訓練を指します。

(※2) キャリアコンサルタントの資格を有し、必要な研修を受けるなど一定の要件を満たしたキャリアコンサルタントが、適切な訓練の選択を支援するために実施するキャリアコンサルティングのことです。

### 東京都内の予約受付

<WEB 予約> <http://jobcard.work/index.html>

<電話番号> 03-6268-8025 (受付時間：平日 8:30～17:15)

※ 令和3年度は、ランゲート株式会社が、厚生労働省東京労働局から訓練前キャリアコンサルティング実施業務の委託を受けています。

【各ハローワークにおける訓練前キャリアコンサルティング実施日】

渋谷・新宿(西新宿庁舎)・池袋(サザイン庁舎)……毎日

飯田橋(水・金)、上野(木)、品川(火・木)、大森(月・金)、王子(月)、足立(火・金)、墨田(火・水)、木場(月・水・木)  
八王子(月・金)、立川(月・木・金)、青梅(水)、三鷹(火・木)、町田(火)、府中(水・金)



### ■実施に当たっての留意事項

- ・訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、**予め記入したジョブ・カードをご持参ください。**
- ・訓練前キャリアコンサルティングに要する時間は、**原則1回概ね60分**を目安にしています。  
なお、1回のキャリアコンサルティングで終わらない場合は、別の日に2回目を行うこともあります。
- ・在職中の方も、必ず訓練前キャリアコンサルティングの受講が必要です。
- ・専門実践教育訓練の教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金等の**支給に係る相談は、ハローワーク職員が行いますので、ハローワークの窓口までお問い合わせください。**

東京労働局・ハローワーク

## ジョブ・カードの記載に当たって

訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、**事前にジョブ・カードに必要事項をご記入いただき**、当日、ご持参ください。

### ジョブ・カードとは

ご自身の能力や将来への希望などを整理し、明らかにしていくツールです。様式に添ってこれまでの学習歴や職業経験などを振り返り、将来に向けた希望や目的などを考えながら書いてください。

◆ジョブ・カード様式ダウンロード(記入例もこちらから)

ジョブ・カード様式は、ジョブ・カード制度総合サイトからダウンロードできます。

<https://jobcard.mhlw.go.jp/>

※ 訓練前キャリアコンサルティングを受ける際は、上記のジョブ・カード様式のうち、様式1-1[キャリア・プランシート](就業経験のない方は様式1-2)、様式2[職務経歴シート]、様式3-1[職務能力証明(免許・資格)シート]及び様式3-2[職業能力証明(学習歴・訓練歴)シート]の4つの様式にご記入の上、予約日当日にご持参ください。

### ■ジョブ・カード記入に当たっての留意事項

- ・ 記入いただいたジョブ・カードは、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の受給資格決定の際に、ハローワークに提出する書類の一つとなるため、虚偽の記載をされた場合は、責任を問われる場合があります。
- ・ 過去にジョブ・カードの作成支援を受けたことがある場合は、作成済みのジョブ・カードをご持参いただくことができます。ただし、その場合であっても、様式2[職務経歴シート]は、専門実践教育訓練等の教育訓練給付金の受給資格の決定時にハローワークに提出する必要があるため、新たに記入をお願いします。また、作成済みのジョブ・カードに記載されている内容から変更がある場合は、改めて記入をお願いします。
- ・ 就業に関する目標・希望など、整理ができておらず、ご自身で記入できない場合は、キャリアコンサルティングを通して支援をさせていただきますので、そのままご持参ください。